

取扱職種の範囲等の明示書

ねこの手国際法務事務所 小関三枝子

職業安定法第 32 条の 13 及び職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、下記項目を明示します。

事業所名:ねこの手国際法務事務所

有料職業紹介事業許可番号:12ーユーー301040

所在地:千葉県旭市蛇園775番地 2

職業紹介責任者:小関三枝子

1. 取扱職種の範囲等

- 取扱職種: 全職種
- 地域: 国内

2. 手数料に関する事項

(1) 求職者から徴収する手数料等はありません。

(2) 求人者から徴収する手数料等は以下手数料表のとおりです。(消費税別)

サービスの種類及び内容	手数料の額	負担者
求人票受理時の事務費用	0円	
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス (職業紹介サービス)	国内 全職種 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の場合： 特定技能2号) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(雇用条件通知書に記載されている額)の30%(または300,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の場合： 特定技能1号) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(雇用条件通知書に記載されている額)の30%(または300,000円) 上記のうちどちらか高い方とする。	求人者

3. 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者から苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携し、誠意をもって対応します。

苦情申出先：ねこの手国際法務事務所

職業紹介責任者：小関三枝子（電話：0479-55-6404）

4. 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱い

当事業所は、求職者または求人者から開示された個人情報を「個人情報適正管理規程」に基づき適正に取り扱います。

<個人情報適正管理規程（事務所用）>

第1条 個人情報を取り扱う職員は、紹介業務に従事する全職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。

第2条 職業紹介責任者は、職員に対し年1回の個人情報取扱教育を実施する。責任者は5年に1回講習会を受講する。

第3条 本人から情報開示請求があった場合、客観的事実に基づき遅滞なく開示・訂正を行う。

第4条 個人情報に関する苦情があった場合、責任者が誠意をもって適切に処理する。

5. 返戻金制度に関する事項

紹介により就職した求職者が早期離職した場合の返戻金制度は以下のとおりです。

- ・ 就業開始後 1ヶ月以内の自己都合退職：手数料の 80%返戻
- ・ 就業開始後 3ヶ月以内の自己都合退職：手数料の 50%返戻
- ・ 就業開始後 3ヶ月以降の退職：返戻なし